

# 2023年度 町田市立博物館 年報／紀要



町田市立博物館

# 2023年度 町田市立博物館 年報／紀要

## 目次

挨拶	2
沿革	3
年報	
展示事業	
いけばな×花器 ―町田市立博物館所蔵品より―	6
キラキラ・ころころ ことばと楽しむ工芸作品！ ―多摩クラフト協会&町田市立博物館コラボ展―	7
町田市立博物館イベント成果展2023	8
体験講座	
ガラス	9
陶磁器	11
漆	13
ブース出展	14
大学連携事業	16
所蔵資料	17
貸出資料	17
入場および参加者数	18
運営・組織	
関係例規	19
施設概要	22
博物館運営委員・人員配置図	22
紀要	
カットガラスの文様の英語表記について／齊藤晴子	24
元代磁州窯の鉄絵龍鳳文壺に表現された文様の意味について／新井崇之	28
町田市立博物館所蔵《双頭の鷲文ゴブレット》、《双頭の鷲文蓋付ゴブレット》、 《勝利と平和の寓意文蓋付ゴブレット》について／飯岡遼	34
利用案内	40

## 新しい時代の工芸美術館を目指して

1973年の開館から50年を経て、これまでに多くの活動を行ってきた町田市立博物館は、2019年で館における展示活動の終わりを迎えました。現在の館は(仮称)町田市立国際工芸美術館としての誕生に向けての長い胎動の中にいます。当館が開館した1970年代には、博物館、美術館、郷土資料館といった文化施設は作られること自体が大きな目標であり、大きな意義があるとされていました。それから半世紀、時が流れ、社会状況も大きく変化してきた中で、町田市立博物館は今、美術館として生まれ変わろうとしています。それも(仮称)町田市立国際工芸美術館の名称が示すとおり、工芸に特化した他には無い、独自のものを持った美術館に。そしてそこでは、存在するという事以上に、工芸美術館が大きな役割を果たしていくことを目指しています。

今年の「年報／紀要」では、展示事業、体験講座、大学連携事業、所蔵資料・貸出資料、入場および参加者数といった項目で、館の事業の報告を行っています。これらは、今後開館する工芸美術館での活動というものを意識しながら行っています。展示事業では、工芸美術館での展示を考えながら課題を設定した上で様々な試みを行っています。体験講座では、新たに作られる体験工房「アート体験棟」での活動も視野に入れ、工芸の魅力を伝えるために、唯一無二の講座作りに挑んでいます。大学連携事業では、工芸の制作や工芸史・美術史を学ぶ学生と、工芸の魅力をより多くの人に伝えるということを目的に、様々な可能性を模索しています。この「年報／紀要」を通して、私たちがこの一年を通して何をしてきたのかということとともに、これから何を目指そうとしているかについて、ご理解いただければ幸いです。

その一方で、「年報／紀要」に殆ど記されることが無いことにも、国際工芸美術館としての開館を目指す我々にとって大切なものがあります。ひとつは「工芸とともにある心豊かな生活」というものを「町田の当たり前」とするために、館ができることは何であるかを探し求めていくことです。今ひとつは、関東唯一の公立の工芸専門美術館として開館することになる館として、どのようにその役割を果たしていくのかということ。日本でも有数の東南アジア陶磁とガラスコレクションを持つ美術館として日本で、そして世界に対してどのような役割を果たしていけるのか。こうしたことについて、考えることもその一つです。

そうした多くの想いの中で行ってきたこの一年間の活動の記録をどうぞ、ご覧ください。

2024年10月1日

町田市立博物館 館長 伊藤嘉章

- 1970年 資料館建設積立基金を設定、事務局を社会教育課に置く。
- 1971年 建設審議会を設置、敷地を町田市本町田3562番地の1に決定。  
設計をRIA建築総合研究所(代表 山口文象氏)に決定。
- 1972年 準備室を設置。建設工事を清水建設と契約。
- 1973年 町田市郷土資料館条例制定公布。  
町田郷土資料館竣工。  
館長 水澤澄夫就任。  
開館式(11月3日)一般公開。
- 1975年 館長 諏訪元一就任。
- 1976年 館長 千沢楨治就任。  
町田市立博物館と改称、同時に博物館法による登録博物館の申請を行い受理された。  
大津絵収集開始。
- 1977年 「春季特別」展にて、12,039名の観覧者を記録。
- 1978年 「紙でつくる」展(当館開催1977年10月)、北欧3カ国他を巡回。
- 1983年 ガラス工芸品収集開始。
- 1986年 「町田の縄文」展にて、12,148名の観覧者を記録。
- 1987年 館長 田邊三郎助就任。  
岩崎安吉氏より、印判手磁器1,387点を受贈、陶磁器収集開始。  
田河水泡(高見澤伸太郎)氏より、戯画・風刺画550点を受贈、関連資料収集開始。  
「出土品に見る町田の昔」展にて、11,768名の観覧者を記録。
- 1988年 「ボヘミアン・ガラス」展、同時開催の「中国乾隆ガラス」展にて、15,284名の観覧者を記録。
- 1990年 山田義雄氏より、東南アジア陶磁器567点を受贈。
- 1992年 山田映里氏より、東洋陶磁器675点を受贈。  
故米原徹夫氏のご遺族より、時計108点を受贈。
- 1994年 中村三四郎氏より、東南アジア陶磁器626点を受贈。
- 1997年 「町田市立博物館蔵 ヨーロッパのガラス」展にて、11,877名の観覧者を記録。
- 2001年 街かどギャラリーにて「チェコガラス」展、「町田市立博物館の皿30」展開催。
- 2002年 旧岩田工芸硝子株式会社より、岩田藤七・久利・糸子のガラス作品105点を受贈。
- 2008年 教育委員会から文化スポーツ振興部に移管。  
木内知美氏より、東南アジア陶磁器265点を受贈。
- 2012年 「蓮-Lotus Land-」展より入館料徴収開始。
- 2013年 上神亮治氏より、中国・東南アジア陶磁器132点を受贈。
- 2014年 (仮称)国際工芸美術館整備基本計画策定、公示。
- 2016年 (仮称)国際工芸美術館整備基本設計策定。  
青野覚氏より、青野武市のガラス作品87点を受贈。
- 2017年 須田好一氏より、須田富雄の江戸切子作品30点を受贈。  
大平洋一氏より、ガラス関連資料89点を受贈。
- 2018年 三輪の森ビジターセンター内に郷土資料展示室開室。
- 2019年 館長 伊藤嘉章就任。  
博物館内での展示事業終了。
- 2020年 考古・民俗資料を教育委員会へ移管。  
紙資料を町田市立国際版画美術館へ移管。

(2024年9月30日現在)



# 年報

## 展示事業

パネル展示 いけばな×花器 ―町田市立博物館所蔵品より―

展覧会種:館外展示

会 期:2023年12月12日(火)~12月24日(日)

会 場:町田市立中央図書館 4~5階展示コーナー

入 場 料:無料

協 力:町田華道協会

入場者数:24,670名

担 当:高橋奈、飯岡遼



小冊子表紙

### 【内容】

町田市立博物館所蔵の陶磁器とガラス器に花を生け、プロのカメラマンに写真を撮影していただきました。撮影は、博物館内の複数箇所で行ったロケーションを変えて行いました。撮影の後、写真をもとにパネルを作成し、町田市立中央図書館4~5階にある展示コーナーで展示しました。展示にあわせて、展示内容と町田華道協会を紹介する小冊子を作成し、市内各施設で無料配布しました。

### 【総括】

工芸美術品の「使う」楽しみという側面に注目し、町田華道協会と連携して所蔵作品を紹介しました。博物館の所蔵作品の新たな魅力を発信する機会となりました。



展示風景



写真パネルの一部

# キラキラ・ころころ ことばと楽しむ工芸作品！

—多摩クラフト協会&町田市立博物館コラボ展—

展覧会種:館外展示

会 期:2024年1月23日(火)~2月4日(日)

会 場:町田市立国際版画美術館 市民展示室A・B室

入 場 料:無料

協 力:多摩クラフト協会

特別協力:町田市俳句連盟

入場者数:1,417名

担 当:新井崇之



案内はがき

## 【内容】

多摩クラフト協会作家の作品を、作品から感じられるイメージに基づき、「キラキラ」や「ころころ」などのオノマトペ(擬態語)で表現し、オノマトペごとに章立てを行いました。あわせて、各章のオノマトペに該当する町田市立博物館の所蔵品を展示しました。また、町田市俳句連盟に作品から感じられるイメージを詠んでいただき、作品の近くに掲示することで、ことばという視点から工芸作品の魅力を感じていただきました。会期中には、多摩クラフト協会作家と博物館学芸員によるギャラリートークも行いました。

## 【関連事業】

ギャラリートーク

日 時:2024年1月27日(土)午前11時~11時40分/午後1時~1時40分

対談作家:安諸一朗氏、田口益世氏、伊藤洋平氏

場 所:町田市立国際版画美術館 市民展示室A・B室

## 【総括】

「展覧会のタイトル通り、ことばと工芸作品がマッチしていてより作品を楽しめました。生活の中で見つけてみたいと思いました」という感想が寄せられるなど、通常とは異なる鑑賞体験を提供することができました。



展示風景



合子各種 「ころころ」とした陶磁器  
タイおよびベトナム 15~16世紀



## 町田市立博物館イベント成果展2023

展覧会種:館外展示

会 期:2024年3月11日(月)~3月22日(金)

会 場:町田市庁舎 イベントスタジオ

入 場 料:無料

入場者数:245名

担 当:高橋奈、飯岡遼、吉田倫

### 【内容】

2023年度に市内のコミュニティセンター等で実施したガラス、陶磁器、漆の体験講座の成果および町田市立中央図書館と町田市立国際版画美術館で行った展覧会の成果を、完成作品や写真パネルで紹介しました。

### 【総括】

2023年に開催した全ての体験講座について、制作の様子や完成作品の写真をまじえて紹介しました。市庁舎には多くの市民が訪れるため、工芸美術や博物館・美術館に興味がない方にも、当館の活動を周知することができました。



展示パネル



展示風景



展示風景 完成作品

## 体験講座

### ガラス

#### 子どもセンターでガラス体験

開催日:①2023年7月27日(木)

②2023年7月31日(月)

③2023年8月2日(水)

④2023年8月4日(金)

⑤2023年8月7日(月)

各日60分×2回

会場:①子どもセンターつるっこ

②子どもセンターまあち

③子どもセンターばあん

④子どもセンターただON

⑤子どもセンターばお

講師:後閑博明氏(ガラス作家)

対象:小学3年生から18歳以下の方

定員:①は各回20名、②③は各回16名、

④⑤は各回12名(事前予約制、先着順)

参加者数:135名

参加費:500円

担当:齊藤晴子、飯岡遼



完成作品の例

#### ガラスフュージングでストラップを作ろう！

開催日:2023年8月12日(土)

50分×4回

会場:町田市立国際版画美術館 アトリエ

講師:横溝一枝氏(相原ガラスフュージング千の花)

対象:5歳以上

定員:各回14名(事前予約制、先着順)

参加者数:60名

参加費:500円

担当:齊藤晴子、飯岡遼



制作の様子

## ガラスフュージングで箸置を作ろう！

開催日：2023年10月28日(土)

60分×4回

会場：町田市立国際版画美術館 アトリエ

講師：横溝一枝氏(相原ガラスフュージング千の花)

対象：5歳以上

定員：各回14名(事前予約制、先着順)

参加者数：50名

参加費：800円

担当：齊藤晴子、飯岡遼



完成作品(焼成前)の例

## 吹きガラスに挑戦！ in 芹ヶ谷公園

開催日：2023年11月3日(金・祝)

90分×3回

会場：芹ヶ谷公園 多目的広場

講師：なかのかずひろ氏(ガラス作家)

対象：小学1年生以上

定員：各回3名(事前予約制、抽選)

参加者数：9名

参加費：3,000円

担当：齊藤晴子、飯岡遼



制作の様子

## ガラスフュージングで小皿を作ろう！

開催日：2024年2月12日(月・振休)

75分×3回

会場：町田市立国際版画美術館 アトリエ

講師：横溝一枝氏(相原ガラスフュージング千の花)

対象：5歳以上

定員：各回10名(事前予約制、先着順)

参加者数：32名

参加費：1,200円

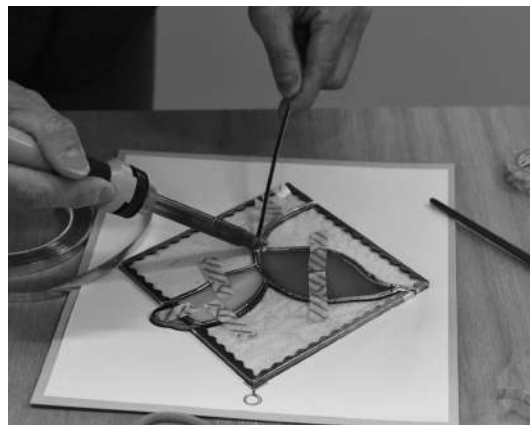
担当：齊藤晴子、飯岡遼



完成作品の例

## ステンドグラスでオーナメントを作ろう！【新講座】

開催日：2024年2月24日(土)  
150分×2回  
会場：成瀬コミュニティセンター 美術工芸室  
講師：山本えり子氏(ガラス作家)  
対象：中学生以上  
定員：各回6名(事前予約制、先着順)  
参加者数：12名  
参加費：2,000円  
担当：齊藤晴子、飯岡遼



制作の様子

## ガラスのフォトフレームに彫ってみよう！【新講座】

開催日：2024年3月2日(土)  
90分×2回  
会場：町田市立国際版画美術館 アトリエ  
講師：後閑博明氏(ガラス作家)  
対象：小学3年生以上  
定員：各回16名(事前予約制、先着順)  
参加者数：25名  
参加費：700円  
担当：齊藤晴子、飯岡遼



制作の様子

## 陶磁器

## スープ皿を作ろう！

開催日：2023年7月23日(日)  
120分×2回  
会場：小山市民センター 第1会議室  
講師：檀上尚亮氏(kamakura山陶芸工房主宰)  
対象：町田市在住の5歳以上  
定員：各回12名(事前予約制、抽選)  
参加者数：25名  
参加費：1,200円  
担当：新井崇之、高橋奈



制作の様子



## 町田の土で皿作り—土器と陶器を作ろう！—

開催日:【器作り】2023年7月29日(土)

120分×2回

【焼成】2023年8月19日(土)

会場:【器作り】鶴川市民センター 第1会議室

【焼成】芹ヶ谷公園 多目的広場

講師:安諸一朗氏(陶芸アトリエ主宰)

対象:町田市在住・在学の小中学生とその保護者

定員:各回12名(事前予約制、抽選)

参加者数:51名

参加費:1,000円

担当:新井崇之、高橋奈



制作の様子

## 粘土から作るMy茶碗 My箸置

開催日:2023年8月12日(土)

120分×2回

会場:堺市民センター 第1会議室

講師:くつわだりえ氏(アトリエ方丈庵主宰)

対象:町田市在住・在学の小中学生とその保護者

定員:各回12名(事前予約制、抽選)

参加者数:25名

参加費:1,200円

担当:新井崇之、高橋奈



制作の様子

## 3色の粘土でいろどり皿作り体験【新講座】

開催日:2023年11月12日(日)

120分×2回

会場:成瀬コミュニティセンター 美術工芸室

講師:檀上尚亮氏(kamakura山陶芸工房主宰)

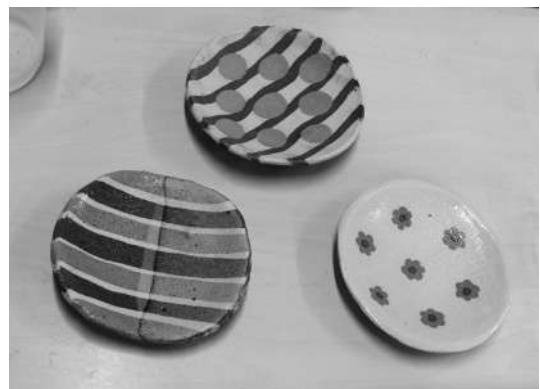
対象:小学4年生以上

定員:各回10名(事前予約制、抽選)

参加者数:15名

参加費:1,500円

担当:新井崇之、飯岡遼



完成作品の例

## 幼児向けやきもの体験 お皿にもようをつけよう

開催日:2023年11月23日(木・祝)

60分×2回

会場:子どもセンターまあち

講師:くつわだりえ氏(アトリエ方丈庵主宰)

対象:3歳以上の未就学児とその保護者

定員:各回12名(事前予約制、抽選)

参加者数:26名

参加費:1,200円

担当:新井崇之、飯岡遼



制作の様子

## オリジナルのマグカップを作ろう！【新講座】

開催日:2024年1月21日(日)

120分×2回

会場:玉川学園コミュニティセンター 多目的室4

講師:勝田友康氏(柏葉窯主宰)

対象:小学生以上

定員:各回10名(事前予約制、先着順)

参加者数:21名

参加費:1,500円

担当:新井崇之、高橋奈



制作の様子

## 漆

## はじめての蒔絵体験【新講座】

開催日:2023年8月20日(日)

120分×2回

会場:男女平等推進センター 活動室(町田市民フォーラム内)

講師:上條宗長氏(漆芸家)

対象:町田市在住の小学3年生以上

定員:各回12名(事前予約制、抽選)

参加者数:17名

参加費:2,000円

担当:高橋奈、齊藤晴子



制作の様子

## ブース出展

### 吹きガラスに挑戦！ in 芹ヶ谷公園 (町田さくらまつり2023)

開催日:2023年4月1日(土)、4月2日(日)  
各日90分×3回

会場:芹ヶ谷公園 多目的広場  
講師:なかのかずひろ氏(ガラス作家)

対象:小学1年生以上

定員:各回3名(事前予約制、抽選)

参加者数:19名 ※見学者2,295名

参加費:3,000円

担当:齊藤晴子、飯岡遼



制作の様子

### 陶片ペンダントを作ろう！ (小野路やまいち2023)

開催日:2023年5月4日(木・祝)  
10時30分～16時

会場:家具工房KASHO やまの広場

定員:200名(先着順)

参加者数:165名

参加費:無料

担当:新井崇之、齊藤晴子



完成作品の例

### 陶片ペンダントを作ろう！ (第25回ゆうゆう版画美術館まつり)

開催日:2023年10月22日(日)  
10時30分～16時

会場:町田市立国際版画美術館 前庭

定員:200名(先着順)

参加者数:345名

参加費:無料

担当:新井崇之、高橋奈



出展の様子

## ペーパークラフトで遊ぼう！ (Future Park Lab 2023 Winter)

開催日：2023年12月16日(土)  
10時30分～16時

会場：町田市立国際版画美術館 アトリエ

参加者数：67名

参加費：無料

担当：齊藤晴子、飯岡遼



制作の様子

## (仮称)国際工芸美術館PRイベント (町田さくらまつり2024)

開催日：2024年3月31日(日)  
10時30分～16時

会場：芹ヶ谷公園 多目的広場

参加者数：137名

参加費：無料

担当：齊藤晴子、飯岡遼



出展の様子



## 大学連携事業

---

### ① 展覧会案内ハガキ デザインコンペ

「キラキラ・ころころ ことばと楽しむ工芸作品！—多摩クラフト協会&町田市立博物館コラボ展—」  
(会期:2024年1月23日~2月4日)関連事業

募集期間:2023年7月3日(月)~8月31日(木)

積極的に募集を周知した学校:桜美林大学、サレジオ工業高等専門学校、玉川大学、  
町田デザイン&建築専門学校、和光大学

応募者数:50名

担 当:新井崇之、飯岡遼

### ② 出張講義 玉川大学芸術学部開講科目「工芸史」

「町田市立博物館収蔵作品から見る工芸史」

開 催 日:2023年11月6日(月)

9時~10時40分

会 場:玉川大学

出席者数:13名

講 師:齊藤晴子、新井崇之

## 所蔵資料

所蔵資料一覧(2024年3月31日現在)

種別	件数
ガラス	1,256
陶磁器	3,075
時計	108
その他工芸	223
合計	4,662

寄贈資料一覧【2023年度】

種別	寄贈者(敬称略)	件数
ガラス	淡島ナナ	167
ガラス	小林貢	8
合計		175

## 貸出資料

【2023年度】

申請者	展覧会名等	種別	件数	貸出期間
サントリー美術館	吹きガラス 妙なるかたち、技の妙	ガラス	8	2023年4月22日～6月25日
石川県能登島ガラス美術館	町田市立博物館所蔵 ガラス名品展	ガラス	64	2023年6月24日～9月24日
富山市ガラス美術館	日本近現代ガラスの源流	ガラス	10	2023年7月8日～10月9日
箱根ガラスの森美術館	ヴェネチア、プラハ、パリ 三都ガラス物語—歴史を駆け抜 けた華麗なるガラスの世界—	ガラス	16	2023年7月15日～ 2024年1月8日
郡山市立美術館	酒と醸す美術 美酒と美器への 憧れ	ガラス	5	2023年11月3日～12月24日
富山市ガラス美術館	回顧展 大太平洋— ヴェネツィアン・ガラスの彼方へ	ガラス	38	2024年3月9日～6月23日

## 入場および参加者数

### 【2023年度 展示事業】

展覧会名	会期日数	入場者数	会場	会期
いけばな×花器 —町田市立博物館所蔵品より—	11	24,670	町田市立中央図書館 4～5階展示コーナー	2023.12.12～ 12.24
キラキラ・ころころ ことばと楽しむ工芸作品！ —多摩クラフト協会&町田市立博物館コラボ展—	12	1,417	町田市立国際版画美術館 市民展示室A・B室	2024.1.23～ 2.4
町田市立博物館イベント成果展2023	9	245	町田市庁舎 イベントスタジオ	2024.3.11～ 3.22
計	32	26,332		

### 【2023年度 体験講座】

講座名	開催日数	参加者数	会場	開催日
子どもセンターでガラス体験	5	135	子どもセンターつるっこ 子どもセンターまあち 子どもセンターばあん 子どもセンターただON 子どもセンターばお	2023.7.27 2023.7.31 2023.8.2 2023.8.4 2023.8.7
ガラスフュージングでストラップを作ろう！	1	60	町田市立国際版画美術館 アトリエ	2023.8.12
ガラスフュージングで箸置を作ろう！	1	50	町田市立国際版画美術館 アトリエ	2023.10.28
吹きガラスに挑戦！ in 芹ヶ谷公園	1	9	芹ヶ谷公園 多目的広場	2023.11.3
ガラスフュージングで小皿を作ろう！	1	32	町田市立国際版画美術館 アトリエ	2024.2.12
スタンドグラスでオーナメントを作ろう！	1	12	成瀬コミュニティセンター	2024.2.24
ガラスのフォトフレームに彫ってみよう！	1	25	町田市立国際版画美術館 アトリエ	2024.3.2
スープ皿を作ろう！	1	25	小山市民センター	2023.7.23
町田の土で皿作り—土器と陶器を作ろう！—	2	51	【器作り】鶴川市民センター 【焼成】芹ヶ谷公園 多目的広場	2023.7.29 2023.8.19
粘土から作るMy茶碗 My箸置	1	25	堺市民センター	2023.8.12
3色の粘土でいどり皿作り体験	1	15	成瀬コミュニティセンター	2023.11.12
幼児向けやきもの体験 お皿にもようをつけよう	1	26	子どもセンターまあち	2023.11.23
オリジナルのマグカップを作ろう！	1	21	玉川学園コミュニティセンター	2024.1.21
はじめての蒔絵体験	1	17	男女平等推進センター	2023.8.20
計	19	503		

### 【2023年度 ブース出展】

講座名	開催日数	参加者数	会場	開催日
吹きガラスに挑戦！ in 芹ヶ谷公園	2	19	芹ヶ谷公園 多目的広場	2023.4.1 2023.4.2
陶片ペンダントを作ろう！	1	165	家具工房KASHO やまの広場	2023.5.4
陶片ペンダントを作ろう！	1	345	町田市立国際版画美術館 前庭	2023.10.22
ペーパークラフトで遊ぼう！	1	67	町田市立国際版画美術館 アトリエ	2023.12.16
(仮称)国際工芸美術館PRイベント	1	137	芹ヶ谷公園 多目的広場	2024.3.31
計	6	733		

# 運営・組織

## 関係例規(2024年9月30日現在)

### ○町田市立博物館条例

(昭和48年3月19日条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、町田市立博物館(以下「博物館」という。)の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 歴史、民俗、美術、産業、自然科学等に関する資料(以下「資料」という。)を収集、保管、展示し、これらに対する市民の知識および教養の向上を図るため、博物館を町田市本町田3,562番地1に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査研究に関すること。
- (3) 資料の知識の普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業。

(観覧料)

第4条 博物館に展示されている資料を観覧しようとする者は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が指定した資料の観覧料は、無料とすることができる。

(観覧料の不還付)

第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の免除)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(運営委員会)

第7条 博物館の適正な運営を図るため、博物館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、館長及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 前項の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会の会議等に関する事項は、町田市規則(以下「規則」という。)で定める。

(入館の制限)

第8条 市長は、博物館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

(資料の特別利用)

第9条 資料を学術上の研究のため、特に利用しようと

する者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の利用者が、この条例又は市長の指示に違反したときは、その利用を中止させることができる。

(職員)

第10条 博物館に、館長その他必要な職員をおく。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則(昭和51年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月27日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第42号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

観覧料	1人につき1,000円の範囲内で市長が定める額
-----	-------------------------

### ○町田市立博物館条例施行規則

(平成20年3月31日規則第63号)

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市立博物館条例(昭和48年3月町田市条例第2号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、町田市立博物館(以下「博物館」という。)の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(観覧料の還付)

第2条 条例第5条ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他の事故により観覧ができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(観覧料の免除)

第3条 条例第6条の規定により観覧料の全部又は一部を免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の小学校の児童及び市内の中学校の生徒並びにこれらの引率者が、教育課程に基づき、学習活動として観覧するとき 全額
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号副知事決定)第5条の規定による愛の手帳等の交付を受けている者が観覧するとき 半額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 全額又は半額

2 前項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ観覧料減免申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に掲げる場合については、身体障害者手帳又は愛の手帳等の提示により行うものとする。

3 市長は、観覧料の全部又は一部の免除の承認をしたときは、観覧料減免承認書(第3号様式)を当該申請者に交付する。

(委員会の所掌事務)

第4条 博物館運営委員会(以下「委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、博物館の運営に関し必要な事項を審議する。

(委員会の委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の招集の通知)

第7条 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

(1)開催日時

(2)開催場所

(3)議題

(委員会の書面による審議)

第8条 第6条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を發議することができる。

2 書面による審議は、委員の過半数が同意しなければ実施することができない。

3 書面による審議における委員会の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、書面による審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化スポーツ振興部文化振興課において処理する。

(休館日)

第10条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、そ

の翌日)

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第11条 博物館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(資料の特別利用の承認申請)

第12条 条例第9条第1項の規定により特別利用の承認を受けようとする者は、特別利用承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特別利用の承認をしたときは、特別利用承認書(第5号様式)を当該申請者に交付する。

(資料の館外貸出し)

第13条 資料(条例第2条に規定するもの(本町田遺跡公園を除く。))をいう。以下同じ。)の館外貸出しを受けようとする者は、館外貸出承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、館外貸出しの承認をしたときは、館外貸出承認書(第7号様式)を当該申請者に交付する。

(貸出期間)

第14条 資料の貸出期間は、貸出の日から30日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、貸出期間内であっても当該資料の返還を請求することができる。

(寄贈及び寄託)

第15条 博物館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 市長は、資料の寄贈又は寄託の申出があったときは、その内容を審査し、寄贈を受けるときは寄贈者名簿(第8号様式)に登載し、寄託を受けるときは寄託者名簿(第9号様式)に登載し、博物館資料受託証(第10号様式)を寄託者に交付するものとする。

3 資料の寄託は無償とし、受託した資料は、博物館所蔵のものと同じの取扱をするものとする。

4 受託した資料が、天災その他避けられない事故により、損傷し、又は滅失したときは、市はその責めを負わない。

(損害賠償)

第16条 博物館の資料又は施設若しくは設備等を滅失し、又は毀損した者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。



(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に体育指導委員の設置に関する規則等を廃止する規則(平成20年2月町田市教育委員会規則第3号)による廃止前の町田市立博物館条例施行規則(昭和48年7月町田市教育委員会規則第8号)第7条及び第8条の規定により承認を受けた者並びに第10条第2項の規定により寄贈又は寄託をした者は、この規則第7条及び第8条の規定により承認を受けた者並びに第10条第2項の規定により寄贈又は寄託をした者とみなす。

附 則(平成23年6月30日規則第51号)

この規則は、平成23年7月16日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第2号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「文化スポーツ振興部博物館」を「文化スポーツ振興部文化振興課」に改める部分に限る。)は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月30日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月31日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○町田市博物館資料収集委員会規則

(平成20年3月31日規則第64号)

(設置)

第1条 町田市立博物館(以下「博物館」という。)において収集する歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料(以下「資料」という。)の選考及び評価を適正かつ円滑に行うため、町田市博物館資料収集委員会(以下「収集委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 収集委員会は、博物館において収集する資料の選考及び評価について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 収集委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、資料の選考及び評価に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、特別の事項を調査審議するため必要と認めるときは、収集委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査、検討が終了したときまでとする。

(委員長等)

第5条 収集委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、収集委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 収集委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 選考対象となる資料に直接利害関係を有する委員は、その会議に参加することができない。

(庶務)

第7条 収集委員会の庶務は、文化スポーツ振興部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、収集委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が収集委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

○町田市博物館資料収集基金条例

(昭和62年12月28日条例第38号)

(設置)

第1条 町田市立博物館に収蔵する歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集を円滑に行うため、町田市博物館資料収集基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、5,000万円とする。

(運用)

第3条 市長は、基金の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、町田市一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

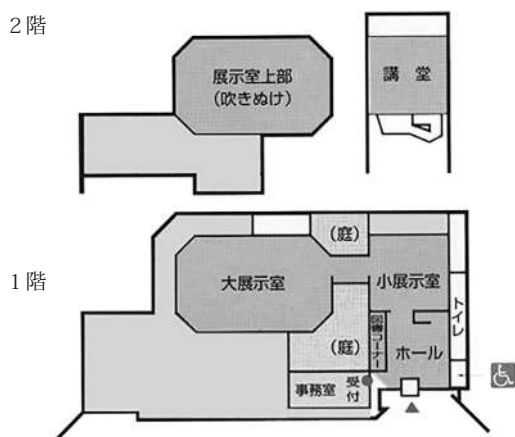
附 則(令和元年12月27日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 施設概要

### ○建物の概要

構造規模	鉄筋コンクリート造
	地下1階・地上2階
延べ床面積	1,410㎡
	地階 142㎡
	1階 982㎡
	2階 286㎡
竣工	1973(昭和48)年3月31日
設計	R I A 建築総合研究所
施工	清水建設株式会社



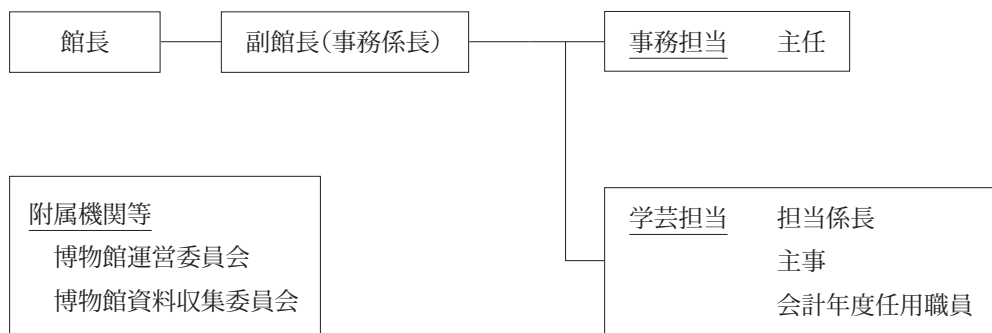
館内配置図

### 博物館運営委員・人員配置図(2024年3月31日現在)

#### ○博物館運営委員(五十音順、敬称略)

氏名	所属	在任期間
伊藤 嘉章	町田市立博物館館長	4年
井上 暁子(委員長)	日本ガラス工芸学会理事	12年
今井 敦	東京国立博物館特任研究員	6年
鈴木 英顕	鶴川中学校校長	4年
玉蟲 敏子(副委員長)	武蔵野美術大学教授	20年
椿 敏幸	玉川大学教授	4年
原田 一敏	ふくやま美術館館長	6年
宮原 裕美	日本科学未来館科学コミュニケーション室室長代理	2年
若月 雅裕	町田市立町田第三小学校校長	2年

#### ○人員配置図



# 紀要



## 1. はじめに

町田市立博物館では2023年12月から、公式Instagram(machida\_museum)にて収蔵作品の紹介を行っている。ホームページでの所蔵品データ公開に先立ち、所蔵品目録のように利用していただけるようにと、作品の基本情報を日本語と英語で掲載しているものである。Instagramへの掲載に合わせて、所蔵品名称の英語表記について再検討を行っているところであるが、ガラス分野の場合、特にカットガラス(切子)の文様についてしばしば悩むことになったため、この機会に整理しておきたいと考えたのが本稿執筆の契機である。

どのような点で悩んだかという、日本の伝統文様を紹介する英文の中で、直訳したような英訳が散見されたためである。たとえば切子でよく見られる文様に、魚子文<sup>ななご</sup>という、左右斜めに細かいカットを入れたものがある。これは日本人には魚卵を連想させるためそのような名称がつけられているのだが、これを英語に直す場合、「fish egg pattern」と訳されていた例があった<sup>1</sup>。また、魚子文はガラス工芸以外でも見られる伝統文様であり、金工の魚子文についてやはり直訳で「fish-roe pattern」としている例も見られた<sup>2</sup>。しかし、英語で書かれたガラス工芸の専門書を紐解けば、魚子文にあたる文様については多くの場合「strawberry diamond」(ストロベリー・ダイヤモンド)と表されており、国内でもガラス分野の展覧会図録などではそのように表記されてきている。英語を母語としている人々が、違和感なく理解できる表現を探るのが今回の目的である。

## 2. 本稿で取り扱う文様と調査方法について

さて、カットガラスの文様と言っても様々あるが、今回は「江戸切子協同組合」のホームページ(<https://edokiriko.or.jp/>)で「代表的文様」として挙げられている中から具象的な花切子<sup>はなざりこ</sup>を除く矢来文、魚子文、麻の葉文、七宝文、六角籠目文、八角籠目文、菊繋ぎ文、菊籠目文、菊花文、笹の葉文、蜘蛛の巣文、亀甲文に加えて、江戸時代の江戸周辺で流行していたとされる霞文、当館所蔵品にもある風車文の14種類を取り上げて論じることとする。

調査方法としては、英語を母語とする国での最新の呼称について、多数のサンプルを入手すべきことから、英語圏でガラス作品を多く所蔵する美術館のデータベースで検索することとした。参照したデータベースは、アメリカ合衆国のコーニングガラス美術館(以下「コーニング」と略す、<https://home.cmog.org/>)、イギリスの大英博物館(以下「BM」と略す、<https://www.britishmuseum.org/>)、およびイギリスのヴィクトリア&アルバート博物館(以下「V&A」と略す、<https://www.vam.ac.uk/>)のものである。ただし、コーニングは作品の文様について詳細な記述があるのに対して、BMは記述がないこともあり、V&Aに至ってはない場合の方が多い状況であったので、今回案として示す表記はアメリカ英語に偏りがちな内容であることをはじめにお断りしておく。また、コーニングのデータベースの中でも文様の表記については揺れが見られ、文様の英語名称に今のところ完全なる正解はなさそうであることについても指摘しておきたい。

検索方法としては、まずデータベース上で「cut」や「cut glass」と入力して作品を絞り込んでから、当該文様が施された作品を画像からピックアップし、名称や作品解説としてどのような単語が使用されているのかを確認する方法で行った。

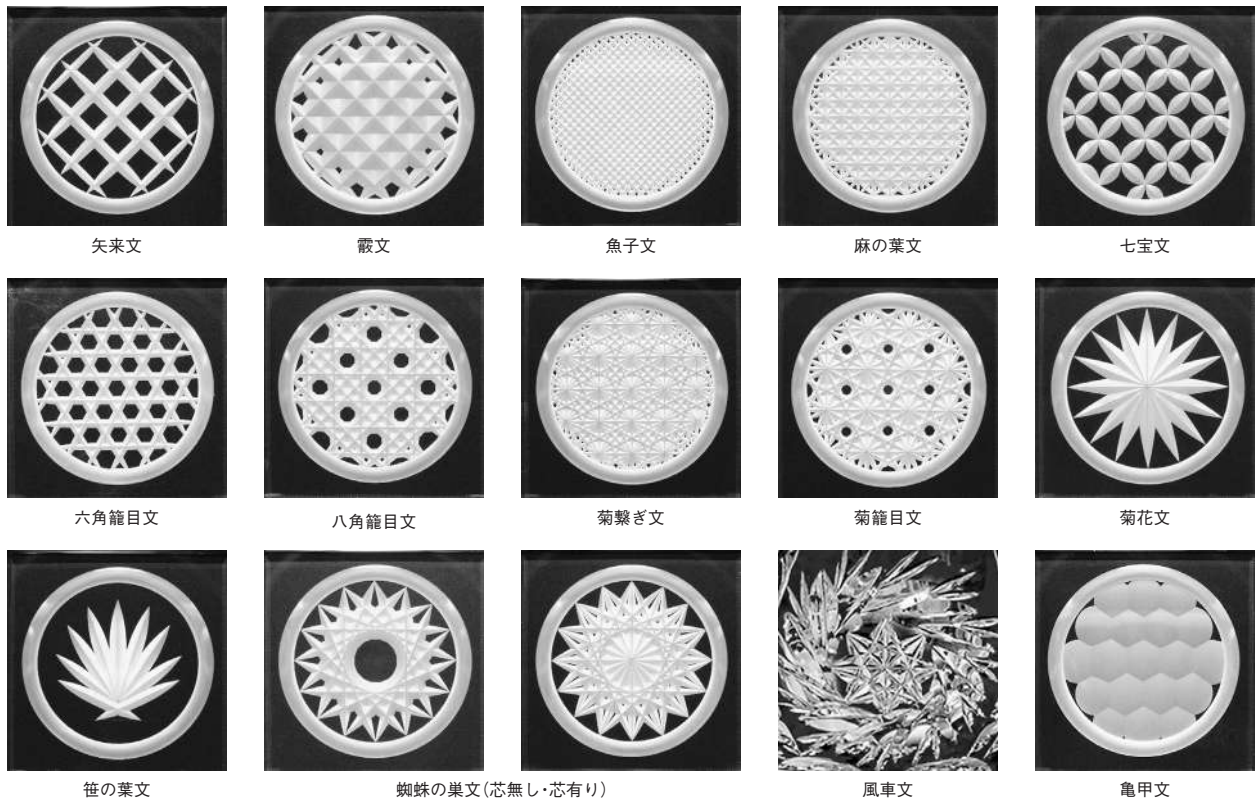
## 3. 各文様の英語表記について

### (1) 矢来文／やらいもん

文様概要: 大きな斜格子を施した文様。竹などで作った仮囲いを表したものである。

英語表記案: large diamond pattern, lozenge pattern

コーニングでは単に「diamond pattern」という表記も見られたが、後述のようにdiamondと表される他の文様と区別するためか、「pattern of large diamonds」や「large diamond design」という作品が数点見られた。またV&Aでは、菱形を意味する「lozenge pattern」という表記を発見した。



【図1】カットガラスの代表的な文様<sup>3</sup>

(2)霰文／あられもん

文様概要:カットガラスにおいては、正四角錐を斜めに連続させた文様。一般的な伝統文様としては、小型の正方形が縦横に連続した文様を「霰文」という。

英語表記案:diamond pattern

調査した限り、コーニング、BMおよびV&Aいずれにおいても、diamond(s)という単語がこの文様を表すのに使用されていたので、diamond patternでよいのではないかと考える。

(3)魚子文／ななこもん

文様概要:非常に細かな斜格子を施した文様。魚の卵に見えることからこのような名称がつけられた。

英語表記案:strawberry diamond pattern, cross-hatched pattern

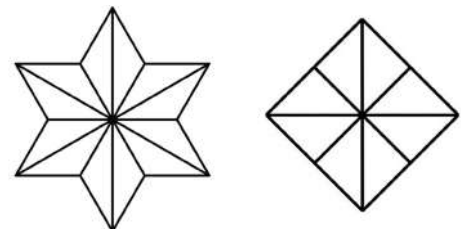
日本では魚卵にたとえられる文様であるが、英語圏では苺に見えるようで、作品の多くには「strawberry diamond(s)」という表現が用いられていた。ただし、コーニングが所蔵する薩摩切子の作品(受入番号2017.6.3)の魚子文は「shallow cross-hatched pattern」(浅い網掛け文)と説明されていたので、こちらもあろう表現として残しておく。ちなみに「(fish) roe」や「(fish) egg」では魚子文はヒットしなかった。

(4)麻の葉文／あさのはもん

文様概要:一般的な伝統文様の麻の葉文は、図2左図のような六つの頂点を持つ文様であるが、切子の場合は同右図のような、斜めに配した正方形に縦横斜めに4本のカットを施した文様を指す。

英語表記案:star diamond pattern

コーニング、BM、V&Aでは、霰文や魚子文と比べて圧倒的にサンプル数が少なかったが、「star diamond pattern」という表現が見られた。ちなみに直訳である「hemp」(麻)ではヒットしなかった。



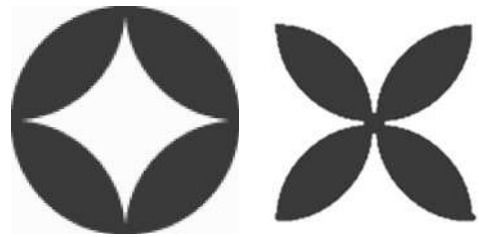
【図2】一般的な麻の葉文(左)と切子の麻の葉文(右)

(5)七宝文／しっぽうもん

文様概要:輪違い文。ひとつの円に四つの円を重ねた文様。

英語表記案: four-petal pattern

コーニングでもBMでも、「four-petal」(四つの花弁)という表現が見られた。日本では七宝文は図3左図の連続文だが、欧米では同右図のようなユニットの連続とみなされているのが興味深い。



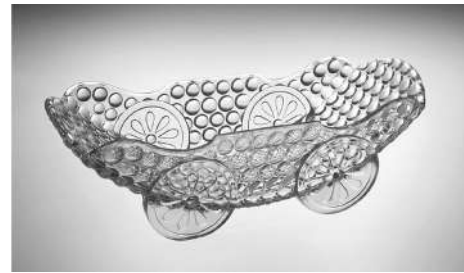
【図3】日本の七宝文の1ユニット(左)と欧米の七宝文の1ユニット(右)

(6)六角籠目文／ろっかくかごめもん

文様概要: 平行とそれに対して斜め60度の角度のカットからなる文様。竹籠の網目を表した文様。

英語表記案: hexagon(al) diamond pattern

コーニングにいくつかの作例が見られるが、「hobnail diamond pattern」(鋏ダイヤ文)や「six-sided hobnail」(六角鋏)、「pattern of hexagons」(六角文)など複数の表現が見られ、決まった呼称はない様子であった。ただし「hobnail diamond」は、V&Aでは八角籠目文の作例に使用されており、六角籠目をピンポイントで指し示す文様ではない可能性がある。また単に「hobnail」だと、通常は型吹きやプレスで成形されたガラス表面に粒状の装飾をつけた文様(図4)を指し示すため、避けた方がよいように思われる。



【図4】hobnailの例  
《果物鉢》、1885-1900年頃、アメリカ製  
コーニングガラス美術館蔵  
<https://home.cmog.org/>

(7)八角籠目文／はっかくかごめもん

文様概要: 縦横に加えて左右斜めに2本ずつカットを施した文様。こちらも竹籠の網目に由来する。

英語表記案: octagon(al) diamond pattern, geometric pattern

六角籠目同様、決まった呼称がない様子ではあるが、コーニングの作例にあった「octagon diamond pattern」(八角ダイヤ文)や「geometric pattern」(幾何学文)などが適しているのではないかとと思われる。

(8)菊繋ぎ文／きくつなぎもん

文様概要: 十六弁の菊が縦横に連なる文様。

英語表記案: geometric pattern

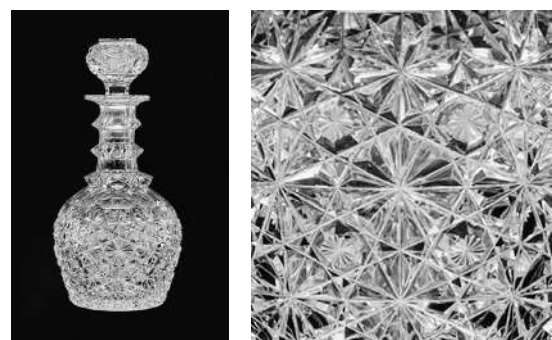
今回調査した中で菊繋ぎ文は見あたらなかったため、ぴったりの英語表現は不明だが、どれにも当てはまらないような文様はえてして「geometric pattern」とされていたため、ここでもその案を採用する。ちなみに「crysanthemum」(菊)で検索しても、日本語で「菊」とつく文様はヒットしなかった。

(9)菊籠目文／きくかごめもん

文様概要: 十二弁の菊が縦横に連なる文様。

英語表記案: star and hobnail pattern

コーニングでは「star and hobnail pattern」で何件か登録されていた。アメリカでは、菊籠目文の籠目部分に菊花文を施した「Russian」という文様(図5)がよく知られており、菊籠目文は「variant of the "Russian" pattern」とも記されていた。ちなみに「Russian」はT.G.Hawkes & Co.というアメリカのガラス会社が1882年に特許を取得した文様である<sup>4</sup>。



【図5】"Russian" patternの例(左)と拡大図(右)  
《デカンターとストッパー》、1882-1895年  
T.G.Hawkes & Co.、アメリカ製  
コーニングガラス美術館蔵 <https://home.cmog.org/>

(10)菊花文／きっかもん

文様概要: 中央を交点として縦横斜めにカットを施した文様。器の底に入れられることが多い。

英語表記案: sunburst, star

コーニングでは、この手の文様は「sunburst」(太陽の爆発)か「star」(星)という表記をされていた。

(11)笹の葉文／ささのはもん

文様概要: 下の方にカットの交点がある、ヤツデの形のような文様。

英語表記案: fan



コーニングでは、扇をイメージして「fan」という名称で呼ばれている。

#### (12) 蜘蛛の巣文

文様概要: 円周上にある複数の点をつなぎ合わせて星形を表した文様。

英語表記案: hobstar

この文様の英語表記は、現代のアメリカでは「hobstar」一択と考えてよいと思われる。コーニング併設図書館のホームページに掲載されたQ&Aでは、「hobstar」という名称はアメリカで1902年に特許が取られ、それ以前のアメリカでは「fancy star」、イギリスでは

「jewel star」と呼ばれていたとしている<sup>5</sup>。日本では芯無しと芯有りで区別されているが、英語圏ではそのような区別はないようである。また直訳の「spider」や「web」では蜘蛛の巣文はヒットしなかったことを申し添えておく。

#### (13) 風車文／かざぐるまもん

文様概要: 小さな蜘蛛の巣文の周囲に、回転を示す効果線のようなカットが入れられた文様。

英語表記案: pinwheel

こちらも、コーニングでは「pinwheel」(風車)一択であった。この文様については、珍しく日本語と英語でモチーフのイメージが一致しているのが興味深い。

#### (14) 亀甲文／きっこうもん

文様概要: 六角形を隙間なく詰めた文様。

英語表記案: honeycomb pattern

この文様については、コーニング、BM、V&Aいずれにおいても「honeycomb」(ハチの巣)という表現が用いられていた。ちなみに亀を表す「turtle」や「tortoise」では、亀甲文はヒットしなかった。



【図6】fanの例  
(手塩皿)、1820-1840年、おそらくアメリカ製  
コーニングガラス美術館蔵  
<https://home.cmog.org/>

### 4. おわりに

今回の調査で、主にアメリカにおいて自然な表現と思われる、カットガラスの文様の表記について把握することができた。日本ではなじみ深い菊や亀などを連想させる形が、場所や文化が変わると、星や蜂の巣といったまったく異なるイメージと結びつけられるのが大変興味深かった。逆に考えれば、欧米の人々にとっては、日本ではこの文様はこういうイメージと結びついているということを解説で示せば、日本文化への理解が深まり面白いのではないかと感じた。今後英語版のキャプションや作品を書いていく上で心に留めておきたいと思う。

<sup>1</sup> “Glittering Pattern Engraved on Glass”, *Highlighting JAPAN*, Public Relations Office, Government of Japan, January 2021 ([https://www.gov-online.go.jp/eng/publicity/book/hlj/html/202101/202101\\_06\\_en.html](https://www.gov-online.go.jp/eng/publicity/book/hlj/html/202101/202101_06_en.html))

<sup>2</sup> 「誰にもやさしい博物館づくり事業外国人対応」財団法人日本博物館協会、平成18年3月

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan\\_hakubutsukan/shinko/hokoku/h17/pdf/r1409457\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/hokoku/h17/pdf/r1409457_02.pdf))

この報告書の中の第3章が「外国人受け入れのための博物館用語集(英語)」となっており、この中の「金工」の項目に「魚天子／ななこ／fish-roe pattern」とある。

<sup>3</sup> 風車文: 須田富雄《江戸切子瑠璃被風車文冷酒盃》、制作年不明、町田市立博物館蔵

それ以外の文様: 現代のカットガラスのサンプル、堀口徹氏寄贈、町田市立博物館蔵

<sup>4</sup> Estelle F. Sinclair & Jane Shadel Spillman, *The Complete Cut & Engraved Glass of Corning*, The Corning Museum of Glass and Syracuse University Press, 1997, originally published in 1979, p.53

<sup>5</sup> <https://libanswers.cmog.org/faq/144051>

※江戸切子職人の堀口徹氏から、現代のイギリスのカット職人が使用している文様の呼称について情報提供を受けたので、堀口氏の許可を得て参考までに記しておく。【比較的呼称が固まっている文様】矢来文・霰文・魚子文=diamond(s)／籠目文=hobnail／菊籠目文=cobweb(蜘蛛の巣、の意)／菊花文=star／笹の葉文=fan 【強いて表現するなら】魚子文=raised diamond／麻の葉文=quarter diamonds／七宝文=stop cut／六角籠目文=single hobnail／八角籠目文=double hobnail／蜘蛛の巣文(芯無し)=open jewel star／蜘蛛の巣文(芯有り)=jewel star／亀甲文=reversed hollows

1. はじめに

本作品は町田市立博物館が所蔵する鉄絵龍鳳文壺(以下「作品1」とする)である【図1-1(龍面)、1-2(鳳凰面)】。口部は短く、上に向かってやや窄まっており、口縁は厚く成形されている。肩部は外に向かって強く張り出し、底に向かうにつれてややくびれながら窄まり、全体的にそろばん玉形を呈している。文様および装飾技法については、褐色の粘土で成形した素地の上に、黄みを帯びた白化粧土を掛け、その上に大胆にデフォルメされた龍と鳳凰を鉄顔料で描き、余白を数個の雲文で埋めている。さらに、鉄絵の上から細い線で鱗や羽などの模様を掻き落とし、最後に透明釉を掛けて焼成している。



【図1-1】



【図1-2】

本作品と同様の特徴を持った壺は、磁州窯が分布する河北省邯鄲市峰峰鉞区彭城鎮の考古学調査の際に、元代(1271~1368)の地層から出土しているため【図2・3】、生産地と生産年代についてはおおむね明らかであるといえよう。



【図2】



【図3】

元代の磁州窯では龍鳳文を描いた製品が多く、作品1のような円形の壺以外にも、扁壺や梅瓶などの作例がある。元朝の都であった大都遺跡(現在の北京市)からは、龍と鳳凰を描いた磁州窯製の扁壺が出土しており【図4】、鉄絵と掻き落としを併用する装飾方法が作品1と類似している。また掻き落としをせず、鉄絵のみで龍鳳文を描いた作例はさらに多く、江蘇省無錫市利民瓷廠西工地遺址【図5】や、河川跡から発見された山東省荷沢市国貿工地沈船遺址【図6】などの出土例がある。



【図4】

他にも北京の故宮博物院【図7】や河北省の磁州窯博物館【図8】など、各地の美術館・博物館に類品が所蔵されており、元代の磁州窯では龍鳳文の壺がかなり多く生産されていたと判断できる。では壺に描かれた龍鳳文は何を表していたのだろうか。本稿では、中国において龍鳳文が成立する経緯を踏まえた上で、それが元代磁州窯の壺に描かれた際の意味について検討したい。



【図5】

2. 皇帝権力の象徴としての龍鳳文

中国において、龍鳳文は皇帝権力の象徴と見なされることが多い。とくに明代(1368~1644)には、身分ごとに使用できる物品を厳しく定めた禁令が存在しており、龍鳳文の使用を制限する内容が様々な史料に記載されている。例えば、明朝政府によって制定された法令をまとめた『(万曆)大明会典』巻62、礼部、房屋器用等第の項には、以下の内容がある。



およそ車輿については、洪武元年(1368)に定められ、[諸官は]龍鳳文を彫ることを許さない。

およそ器皿については、洪武26年(1393)に定められ、公侯一品二品は、酒注と酒盞に金を用い、その他の器皿は銀を用いる。三品から五品は、酒注に銀を用い、酒盞は金を用いる。六品から九品は、酒注と酒盞に銀を用い、その他の器物はみな瓷器・漆器・木器を用いる。朱紅及び抹金描金、龍鳳文を彫った物の使用は許可しない<sup>1</sup>。

『(万暦)大明会典』には挿図がないため、これらの龍鳳文が実際にどのようなデザインを指しているのかわからないが、文面を見る限り皇室以外の者が車輿や器皿に龍鳳文を施すことが禁止されていたことは明白である。また『(万暦)大明会典』巻194、工部、陶器の項には、明朝政府直轄の窯場であった景德鎮官窯でも龍鳳文の磁器を製作していたことが、以下のように書かれている。

宣徳8年(1433)、尚膳監が題本にて上奏し、龍鳳文の瓷器を焼造することを許された。工部の官一員を差遣し、該監の様式(製作見本)を支給して饒州に往き、各様の瓷器44万3500件を焼造させた<sup>2</sup>。

これを文字通り解釈すると、宮中の飲食や宴会などを掌る尚膳監が、饒州すなわち景德鎮で龍と鳳凰の文様の各種磁器を44万3500件製作する許可を得たということになる。確かに明代宣徳年間(1426~35)の景德鎮官窯では龍と鳳凰を描いた青花を生産しており【図9】、精緻な筆遣いで描かれた荘厳な文様は皇帝権力を象徴するのにふさわしい。だが当時の官窯で龍と鳳凰の文様の磁器ばかりを大量に生産していたはずはなく、実際に景德鎮官窯遺跡の発掘でも宣徳期の地層から出土する龍鳳文の磁器はさほど多くない<sup>3</sup>。

この点について、同じく明代の史料である『(万暦)江西省大志』巻7、「陶書」、料価の項をみると、「今磁器の京師から注文されて貢納するものは、毎年工部によって見本が降されて造り、特に龍鳳をはっきりと区別する(今器貢自京師者、歳従部降式造、特以龍鳳為辨)」とある。この記録では、龍鳳に文様という語句が付随しておらず、ここでいう龍鳳はむしろ「皇室専用」という意味で捉えるべきだと考えられる。つまり、明代には龍鳳という言葉自体が皇室を表す場合もあるため、先に見た宣徳年間の記録は、皇室専用の文様を描いた磁器44万3500件を製作するという内容だった可能性が高い。

では、龍鳳がいつごろから皇室を表すようになったのだろうか。文献史料を見る限り、龍と鳳凰を併せて表現することが皇室を象徴するようになったのは、おそらく宋代からだと考えられる。北宋(960~1127)末期に書かれた『宣和北苑貢茶録』には、「太平興国(976~84)初め、とくに龍鳳の型を作り、使臣を派遣して北苑にて団茶を作らせ、それにより庶民が飲むものと区別した。思うに龍鳳茶はこれにより始まる(太平興国初、特制龍鳳模、遣使臣



【図6】



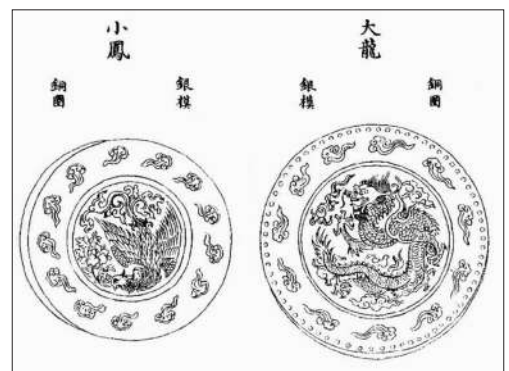
【図7】



【図8】



【図9】



【図10】

即北苑造団茶、以別庶飲。龍鳳茶蓋始於此」とあり、北宋の宮廷に献上するために作られた茶を「龍鳳茶」と呼んでいたことが記されている【図10】。また、宋代の建築技法についてまとめた『營造法式』では、宮廷の建物に用いる垂木の先端には、龍と鳳凰の文様を入れるよう定められている【図11】。それぞれの史料にある挿絵を見る限り、龍と鳳凰は組み合わせるのではなく別個に表現されており、龍と鳳凰を同じ器物に表現した作品1とは異なっている。だがこれらの事例は、宋代すでに「龍鳳」という皇室を表す概念が確立されていたことを示している。



【図11】

宋代には龍鳳が皇室を表していたことを示す記録はある一方、龍鳳文が皇室専用の文様であったことを示す記録は見当たらない。

龍鳳文を皇室以外の人々が使用する際に制限がかけられたのは、次の王朝である元代からだと考えられる。元朝の法令をまとめた『大元聖政国朝典章』(通称『元典章』)には、龍鳳文に関する規定が以下のようにある。

『元典章』卷29、礼部卷2、礼制2、服色、「貴賤服色等第」

一、蒙古人には禁限がなく、また怯薛(親衛軍)にあてた諸色人等にも禁限はない。ただ服の龍鳳文は許可しない。龍とは五爪二角のものをいう。

一、器皿、茶器と酒器をいう。鍛造の龍鳳文の用いてはいけないもの以外、一品から三品は金器と玉器[の使用]を許す<sup>4</sup>。

龍鳳文の民間での使用が禁じられ、皇室専用の文様となったことが明記されている。しかし、ここでいう龍文は「五爪二角」のものに限ると注記されている。つまり、五爪二角にしなければ、民間であっても龍の文様を使用することができたのである。

実際に『元典章』卷58、工部卷1、造作1、段疋、「禁織大龍段子」には、「不花帖木兒の上奏には、街で売っている緞子は、皇上が着ている御用の大龍に似るも、爪を一つ少なくし、四爪にして売っているとあった(不花帖木兒奏、街市売の緞子、似上位穿的御用大龍、則少一箇爪兒、四个爪兒の着売)」と書かれており、民間で売買される絹織物について、龍の爪の数を4本に減らすことで禁令を避けていた例が確認できる。

後に元朝政府は文様に対する禁令を追加している。『元史』卷39、至元2年(1336)、夏4月丁亥の記事として、「麒麟、鸞鳳、白兔、靈芝、双角五爪龍、八龍、九龍、万寿、福寿字、赭黄等の服[の民間での使用]を禁止する(禁服麒麟、鸞鳳、白兔、靈芝、双角五爪龍、八龍、九龍、万寿、福寿字、赭黄等服)」とあり、様々な文様が皇室専用となったが、やはり二角五爪以外の龍文は規定に入っていない。そもそも禁令とは、国家の威厳と階級秩序を保つために、宮廷が専有したい文様や器物に対して発するものだが、龍文はすでに民間で広く流布しており、元朝宮廷の専有物にできなかったと考えられる。そこで、禁令を定める際には民間で使用していた文様を避けるために、あえて二角五爪に限定したと考えられる。

改めて作品1を見ると、爪を3本と4本で描いており、元朝が定めた禁令からは外れている。くわえて、皇室直轄の官窯製品に見られるような精緻な作りではなく、あくまで民間で使用するために製作された作品であったと考えられる。ちなみに、元代の磁州窯では官府や宮廷で使うための磁器も製作しており、宮中の機関を示す「内府」という文字が書かれた梅瓶が、元大都の遺跡から出土している【図12】。だが、元代磁州窯の製品は内府銘があったとしても、宮廷内を装飾する調度品としての磁器ではなく、あくまで貯蔵容器として用いられたと考えられる。したがって、元代磁州窯製品に描かれた龍鳳文が皇室の象徴として機能したとは考えにくい。では民間で使用された龍鳳文には、どのような意味が込められていたのだろうか。



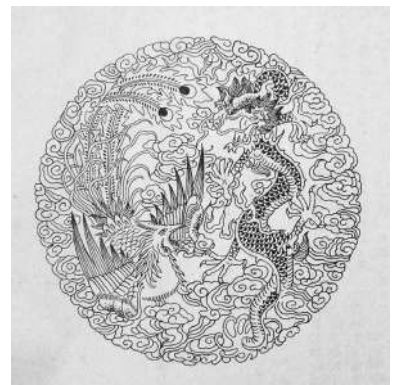
【図12】

### 3. 龍鳳文の由来について

民間における龍鳳という語句の用例に目を向けると、「龍鳳呈祥」という熟語が人口に膾炙しており、現代の



中国でも結婚祝いや家庭における夫婦円満を表す際に用いられる<sup>5</sup>。20世紀前半に中国で吉祥文様を調査した野崎誠近氏の研究でも、「(鳳凰の)龍と抱き合はせたるを「龍鳳呈祥」、麒麟と抱き合はせたるを「鳳麟呈祥」と称し、結婚用品等に用ふ<sup>6</sup>とあり、挿図には龍と鳳凰が共に回転している文様が描かれている【図13】。つまり、龍鳳文には「皇帝権力」と「夫婦円満」の象徴という、一見関わりのないような二つの意味が備わっていたと判断できる。これらの意味を兼ね備えた要因を解明するためには、龍鳳文の成り立ちについてさらに遡って検討する必要がある。なお筆者はかつて明代官窯に見られる龍鳳文の意味について解釈を行っているが<sup>7</sup>、本稿では民間における用例を踏まえ、改めてその意味について検討したい。



【図13】

龍と鳳凰が対で現れたことが記された古い史料として、漢代の思想書である『淮南子』が挙げられる。『淮南子』巻20、泰族の項には、聖王として名高い殷の高宗が天下に号令した際に、「形氣(人の氣)が天に働き、それにより吉祥となる景星が現れ、黄龍が下り、祥鳳が至った(形氣動於天、則景星見、黄龍下、祥鳳至)」とある。この際に現れた黄龍と祥鳳は何を表しているのだろうか。

『淮南子』巻3、天文の項を見ると、「毛羽のある者は、飛行の類であるため、陽に属す。介鱗のある者は、蟄伏の類であるため、陰に属す(毛羽者、飛行之類也、故屬於陽。介鱗者、蟄伏之類也、故屬於陰)」とある。中国には万物を陰陽五行に当てはめて捉える伝統的な思想があり、ここでは生物の陰と陽を考える際に、羽のある生物を陽とし、鱗のある生物の陰と認識しているのである。なお漢代の漢字字典である『説文解字』では、「龍」が「鱗類の長(鱗蟲之長)」とあり、龍が鱗のある生物の代表だと認識されていたことが確認できる。一方の鳳凰については、『淮南子』巻4に「羽嘉から飛龍が生じ、飛龍から鳳皇が生じ、鳳皇から鸞鳥が生じ、鸞鳥から諸々の鳥が生じた(羽嘉生飛龍、飛龍生鳳皇、鳳皇生鸞鳥、鸞鳥生庶鳥)」とあり、羽のある動物の中でも鳳凰が最も根源に近い、つまり格の高い鳥であると認識されている。したがって、鱗類の最高の動物である龍と、毛羽類の最高の動物である鳳凰を並べて表すことは、陰と陽の氣が最も良い状態で揃っていることを示している。

では、陰と陽の氣が揃うことは何を意味するのであろうか。古の聖王による統治の在り方について述べた『淮南子』巻1、原道には、

泰古の二皇(漢代の注釈では伝説上の聖王である伏羲と神農を指す)は、道の要点を得て、中央に立ち、神妙と変化の中に遊び、それによって四方を安んじた。このために天が運航し地が定まり、氣が輪転して留まることなく、水が流れて止まることがないように、万物と一体になった<sup>8</sup>。

とある。ここで重要なのは「道」を掌握することであり、それによって天下を治めることができたのである。道の意味について、『周易』、繫辞上傳に「一陰一陽これを道という(一陰一陽之謂道)」とあり、陰と陽を完備した状態が道であると書かれている。さらに『淮南子』の続きには、「その徳は天地を穏やかにして陰陽を調和させ、季節の秩序を生み出し五行を整える(其徳優天地而和陰陽、節四時而調五行)」とあり、聖王であればその徳によって陰陽五行の氣を調和させることができると考えられた。そして陰陽の完備の証が龍と鳳凰の出現であることから、中国の王朝が龍鳳文を自らの象徴として用いたのだと考えられる。

では皇室の象徴であった龍鳳文が、同時に結婚や家庭の象徴となったのはなぜであろうか。中国の陰陽思想において、男性は陽、女性は陰の氣を持っており、それらが結びつくことが婚姻であり、両方が調和することで円満な家庭を築くことができると考える。くわえて、儒学の経典である『大学』の一文に、「古の明徳を天下に明らかにしようとする者(天下を平らかにしようとする者)は、まずはその国を治めた。その国を治めようとした者は、まずその家を調えた(古之欲明明徳于天下者、先治其国。欲治其国者、先齊其家)」とある。つまり、国を治めるのも、家庭を円満にするのも、氣を整えるという意味においては同じことであると認識されていたのである。したがって、陰陽の氣の完備を表現した龍鳳文は、皇室が用いた場合には国家としての統治の正当性と皇室の威信を象徴し、民間で用いた場合には結婚の祝賀や家庭の円満を表したと考えられる。

#### 4. おわりに

龍と鳳凰を組み合わせた文様が陶磁器に広く表現されるのは元代以降であり、磁州窯の鉄絵龍鳳文壺はまさに



その典型的な作例といえるだろう。これが流行した背景には、元代の人々の間に文様の意味にまつわる共通の認識、つまり龍と鳳凰を描いた文様が陽と陰の気の充足、ひいては国家の安寧や家庭の円満を表すという理解が存在していたと考えられる。元代末期に発生した農民反乱である紅巾の乱(1351～66)において、指導者の一人となった韓林兒は元朝からの独立を宣言して「宋」という国を建てたが、その際に定めた元号は「龍鳳(1355～66)」であった。おそらく民衆にわかりやすく、かつ平和的な響きを持った語句として選んだのであろう。

なお、文中でも触れた家庭の円満を表す「龍鳳呈祥」という語句が文献史料の中に現れるのは、管見の限り明代以降であるが、民間用に作られた陶磁器の作例を踏まえると、おそらくその概念は元代から存在していたと考えられる。民間の思想が文献史料に記されることは決して多くないが、陶磁器に描かれた文様を読み解くことで、文字には残っていない当時の人々の考え方に触れることができるのである。

<sup>1</sup> 凡車輿、洪武元年定、並不得彫飾龍鳳紋。

凡器皿、洪武二十六年定、公侯一品二品、酒注酒盞用金、余用銀。三品至五品、酒注用銀、酒盞用金。六品至九品、酒注酒盞用銀、余皆用瓷漆木器。並不許用硃紅及抹金描金、彫琢龍鳳文。

<sup>2</sup> 宣德八年、尚膳監題准、燒造龍鳳瓷器。差本部官一員、関出該監式樣往饒州、燒造各樣瓷器四十四万三千五百件。

<sup>3</sup> 景德鎮官窯の遺跡では宣徳年間の遺物堆積層が複数個所で見つかり、そこからは様々な文様を描いた青花以外にも、藍釉・紅釉・五彩など多様な磁器が出土している(故宮博物院・景德鎮市陶瓷考古研究所『明代宣徳御窯瓷器 景德鎮御窯遺址出土与故宮博物院藏伝世瓷器对比』故宮出版社、2015年5月)。

<sup>4</sup> 一、蒙古人不在禁限、及見当怯薛諸色人等、亦不在禁限。惟不許服龍鳳文。龍謂五爪二角者。

一、器皿、謂茶・酒器。除鍛造龍鳳文不得使用外、一品至三品許金玉。

<sup>5</sup> 張道一『吉祥文化論』(重慶大学出版社、2011年11月)371～373頁。

<sup>6</sup> 野崎誠近『吉祥圖案解題 支那風俗の一研究』(平凡社、1940年8月)618～619頁。

<sup>7</sup> 新井崇之「明代の官窯瓷器に表された「気」の概念—回転する龍鳳文様を中心に—」『中国考古学』第21号、2021年12月、193～204頁。

<sup>8</sup> 泰古二皇、得道之柄、立於中央、神与化遊、以撫四方。是故能天運地滯、輪転而無廢、水流而不止、与万物終始。

#### 【図版出典】

図1 筆者撮影

図2 磁州窯文物保護管理所蔵、『白と黒の競演—中国・磁州窯系陶器の世界—』53頁

図3 同上書、53頁

図4 首都博物館蔵、『北京文物精粹大系 陶瓷卷(下)』74・75頁

図5 無錫博物院蔵、『大都:元代北京城』155頁

図6 荷澤市博物館蔵、『大都:元代北京城』149頁

図7 故宮博物院(北京)蔵、『故宮博物院蔵元代瓷器(上・下)』489・490頁

図8 磁州窯博物館蔵、『中国磁州窯』271頁

図9 故宮博物院(北京)蔵、『明代宣徳御窯瓷器』105頁

図10 『宣和北苑貢茶録』(四庫全書本)

図11 『營造法式』(四庫全書本)

図12 首都博物館蔵、『大都:元代北京城』152頁

図13 『吉祥圖案解題 支那風俗の一研究』627頁

#### 【引用史料】

(漢)劉安撰・(漢)高誘註『淮南子』(四部叢刊本)

(漢)許慎撰『說文解字』(中華書局、1972年)

(宋)李誠等『營造法式』(四庫全書本)

(宋)熊蕃等『宣和北苑貢茶録』(四庫全書本)

(宋)朱熹撰『周易本義』(四庫全書本)

(宋)朱熹撰『大学』(四庫全書本)

(元)『大元聖政國朝典章』(国立故宮博物院(台北)、1976年)

(明)宋濂等『元史』(中華書局、1976年)

(明)『(万曆)大明會典』(元明史料叢編第2輯、文海出版社、1984年)

(明)王宗沐撰・陸万垓增修『(万曆)江西省大志』(成文出版社、1989年)

(清)張廷玉等『明史』(中華書局、1974年)

【主要参考文献】

野崎誠近『吉祥図案解題 支那風俗の一研究』平凡社、1940年8月(初版は1928年5月)

林巳奈夫「鳳凰の図像の系譜」『考古学雑誌』52、1966年7月、11～29頁

竹島卓一『营造法式の研究』全3巻、中央公論美術出版、1970年10月～1972年12月

林巳奈夫『龍の話 図像から解く謎』中央公論社、1993年2月

特別展『白と黒の競演—中国・磁州窯系陶器の世界—』大阪市立美術館、2002年10月

北京市文物局編『北京文物精粹大系 陶瓷卷(下)』北京出版社、2004年3月

張道一『吉祥文化論』重慶大学出版社、2011年11月

江建新『景德鎮陶瓷考古研究』科学出版社、2013年9月

故宮博物院・景德鎮市陶瓷考古研究所『明代宣德御窯瓷器 景德鎮御窯遺址出土与故宮博物院藏伝世瓷器对比』故宮出版社、2015年5月

故宮博物院『故宮博物院藏元代瓷器(上・下)』故宮出版社、2016年4月

北京芸術博物館『中国磁州窯』中国華僑出版社、2017年7月

新井崇之「明代の官窯瓷器に表された「気」の概念—一回転する龍鳳文様を中心に—」『中国考古学』第21号、2021年12月、193～204頁

中国大運河博物館編『大都:元代北京城』江蘇鳳凰文芸出版社、2023年5月

# 町田市立博物館所蔵《双頭の鷲文ゴブレット》、《双頭の鷲文蓋付ゴブレット》、《勝利と平和の寓意文蓋付ゴブレット》について

飯岡遼

## 1. はじめに

本稿では町田市立博物館所蔵のガラス器3点《双頭の鷲文ゴブレット》、《双頭の鷲文蓋付ゴブレット》、《勝利と平和の寓意文蓋付ゴブレット》について、その制作年代、制作地および使用用途を考察するものである。これら3点の作品は過去に展覧会出品歴があるが、制作年代などについて詳細な検討は行われてこなかった。ここで改めて類品との比較検討により考察したい。

## 2. 先行研究と課題

ボヘミア地方およびシレジア地方、さらにブランデンブルクやザクセンにおけるガラス生産に関する展覧会<sup>1</sup>は近年盛んに行われているが、個々の作品について根拠を示しながら制作年代や制作地を検討しているものは少ない。特に生産地がボヘミアかシレジアかについての判定は来歴情報と様式的特徴に依拠している場合が多い。その主な理由は、作品に生産工場を示す記銘や職人のサイン等が刻まれていないこと、各生産地方が近接しており、かつ職人の移動や交流があったこと、ガラスの素地を他地方から輸入し加工する場合があったことが挙げられる。本稿もその限界を乗り越えられるものではなく、様式的特徴や文様の構成を勘案し類品との比較検討を行うことで、最も蓋然性の高い制作年代や制作地を提示するとどまることを予め記しておく。

## 3. 《双頭の鷲文ゴブレット》(所蔵品番号:E01-0127)【図1～3】

本作品は無色透明ガラスで成形され、ガラスには小さな気泡が含まれている。ボウルは滑らかな円形ではなく、多面体である。また、正面および側面にエングレーヴィングが施され、下三分の一ほどの部分にカットでくびれがつけられている。2枚のディスクに挟まれたステムはカットが施される。円形のフットは平坦で、円周部分には帯と植物をモチーフにした文様で飾られる。ボウル部分に施されたエングレーヴィングについて詳しく確認する。【図4】中央には剣と錫杖を持つ双頭の鷲が表され、胸部に王冠と盾を抱いている。鷲の周りには頂点部の王冠から時計回りに、「UNGARN」、「DALMACI」、「SCHLAVON」、「BURGUND」、「CRAIN」、「TYROL」、「STEYR」、「OSTERIC」、「CROATIE」、「BOHEIM」、「UNGARN」の銘文が刻まれ、それぞれ国章を伴っている。円形の装飾を取り囲むように、槍、旗、トランペット、太鼓、大砲と砲車が表されている。側面にはフットと同様の帯と植物をモチーフにした装飾文様が施され、背面にはエングレーヴィングが施されていない。



【図1】正面



【図2】右側面



【図3】左側面



【図4】正面 拡大

神聖ローマ皇帝の象徴である双頭の鷲、シレジアのゴブレットに特徴的とされるボウル下部のカットによるくびれ、エングレーヴィングの様式的特徴から18世紀シレジアの作と推測できるが、より詳しい制作年代と制作地



を検討するため、双頭の鷲の胸部に示された盾の紋章に注目したい。盾は五分割されており、右上には複十字、右下には斜めと横のライン、左下にはライオン、左上には城壁、中央には単頭の鳥の文様がある。

ここで、神聖ローマ皇帝ヨーゼフ1世(在位:1705~1711)、神聖ローマ皇帝カール6世(在位:1711~1740)、オーストリア大公マリア・テレジア(在位:1740~1780)が鋳造させたターラー銀貨を確認する。【図5~15】



【図5】 シレジア 1706年



【図6】 チロル 1710年



【図7】 シレジア 1717年



【図8】 シレジア 1728年



【図9】 チロル 1714年



【図10】 チロル 1730年



【図11】 ウィーン 1716年



【図12】 ハンガリー 1733年



【図13】 シュタイアーマルク 1735年



【図14】 トランシルヴァニア 1739年



【図15】 チロル 1760年

これらのターラー銀貨に表された双頭の鷲は胸部に盾を抱いているが、それぞれ紋章に差異が認められる。中でもカール6世の在位中に鋳造された4枚の硬貨【図7~10】の紋章構成が本作品に彫られた紋章構成と一致している。2枚はシレジア、2枚はチロルで鋳造されたものである。同地で鋳造されたヨーゼフ1世とマリア・テレジア時代のターラー銀貨では紋章が異なっていることから、この文様構成はカール6世が在位した1711年から1740年の期間、シレジアとチロルに特有のものと考えられる。したがって本作品の制作年代は1711年から1740年と判断できる。制作地はシレジアかチロルが候補となるが、ガラス生産の状況、器形およびエングレーヴィングの精緻さといった様式的特徴を考慮するとシレジアだと判断できる。硬貨に刻まれた肖像画をガラス器のエングレーヴィングに転用するということがよく知られており、本作品についても同様の制作態度が認められる。

作品の使用用途については判然としないが若干の考察を加えておこう。槍や大砲といったモチーフが描写されていることから、軍事行為との関連が推測される。1711年から1740年の間に行われた軍事行為としては、1716年に始まるオスマン帝国との戦争(奥土戦争)が挙げられる。カール6世はペオグラードを陥落させ、1718年にパッサロヴィッツ条約を締結し領土拡大に成功した。この戦勝を記念しカール6世を称えるため、皇帝およびその領土、軍事に関連するモチーフを刻んだゴブレットを作ったという可能性は十分にありうるのではないか。これは上述したシレジアにおける硬貨鋳造の時期とも整合するが、文字資料などは確認できず推測の域を出ない。

#### 4. 《双頭の鷲文蓋付ゴブレット》(所蔵品番号:E01-0120)【図16・17】

本作品は無色透明ガラスで成形され、蓋の持ち手部分とステムには赤色ガラスが含まれている。蓋には草をモチーフにした幾何学的パターンの文様が彫られ、その上から金彩が施される。持ち手部分にはらせん状の赤色ガラスが含まれる。無色透明ガラスのみで成形されたボウルにはエングレーヴィングが施され、その上に部分的に金彩が残っている。おそらく制作当初は文様部分すべてに金彩が施されていたと考えられる。2枚のディスクと二つのノップで構成されたステムにはらせん状の赤色ガラスが含まれている。円形のフットは平坦であり、蓋と同様にエングレーヴィングと金彩が施される。

ボウル部分に施されたエングレーヴィングについて詳しく確認する。【図18・19】剣と錫杖を持つ双頭の鷲、その二つの首の間に宝珠、頭上には王冠が彫られる。鷲を取り囲むように草の文様が配置される。背面には中央部分に円形のメダリオンが用意され、中に「VIVAT Franciscus Stephanus」の銘文が刻まれる。また銘文の下部には八の字を繰り返したような独特の装飾が施されている。メダリオンの上部に王冠、左右に双頭の鷲が表される。



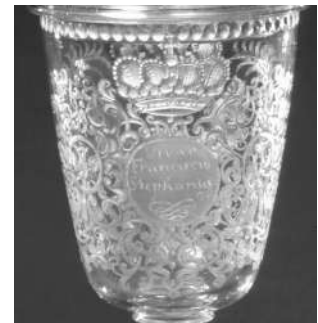
【図16】正面



【図17】背面



【図18】  
正面 拡大



【図19】  
背面 拡大

制作年代は、銘文にある「Franciscus Stephanus」が神聖ローマ皇帝のフランツ1世(フランツ・シュテファン・フォン・ロートリンゲン、在位:1745~1765)を指し示すことから、その在位期間の1745年から1765年であると判断できる。「VIVAT(万歳)」とあることから、フランツ1世を称揚するために作られたのであろう。

制作地を明確に決定づけられる要素はない。エングレーヴィングの質の高さから判断すると、ブランデンブルク、シレジア、ボヘミアが候補として考えられる。しかし、カール6世からマリア・テレジアへのオーストリア継承問題を発端に、1740年から1763年のフベルトゥスブルク条約が締結されるまで神聖ローマ帝国はプロイセンと敵対関係にあったことを鑑みるならば、実質的にプロイセンの一部であったブランデンブルク、ブレスラウ条約以降プロイセンの支配下に置かれたシレジアにおいて、神聖ローマ皇帝を称揚する作品が作られる可能性は低いと考える。ただし、文様の様式および金彩の処理が本作品と異なっているものの、エングレーヴィングで文様を表現しその上に金彩を施す作品【図20】がポツダムのガラス工場では生産されている。また、植物の文様や王冠の描写など細部に違いが認められるが、生産地不明の類品としてポツダム博物館所蔵のビーカー【図21】がある。これらは本作品と並行する作例として念頭に置くべきであろう。

ボヘミアはハプスブルク家の支配下にあったため、フランツ1世を称揚する銘文との整合性は取れる。また、赤色ガラス<sup>2</sup>を用いた装飾の考案者として知られるミヒャエル・ミュラーが活躍した地であり、17世紀後半以降のボヘミア製ゴブレットには赤色ガラスが含まれている作品【図22・23】が多数確認できる。特に図に示した2点は鷲とそれを囲む植物文が本作品と類似している。しかしながら、18世紀半ばにボヘミアで制作されたゴブレットで、エングレーヴィングの上に金彩を施した作例を管見の限り確認できない。

これらを総合すると、制作地はボヘミアの可能性が相対的に高いといった程度に留まらざるを得ないであろう。裏を返せば、18世紀半ばに制作された赤色ガラスを含むゴブレットで、エングレーヴィングの上から金彩を施した本作品は注目すべき作例だと考えられる。フランツ1世との関連を手掛かりに別稿で詳細に検討したい。





【図20】



【図21】



【図22】



【図23】

### 5. 《勝利と平和の寓意文蓋付ゴブレット》(所蔵品番号:E01-0125)【図24・25】

本作品は無色透明ガラスで成形され、ガラスには小さな気泡が含まれている。蓋には植物と帯をモチーフにしたエングレーヴィングが施され、持ち手部分には多面的なカットにより四角錐の突起が巡る。ボウルは全面にエングレーヴィングが施される。ステムは蓋の持ち手と同様の多面カットが円形でやや中心部が膨らんだフットには短い直線と長い直線を組み合わせることで波状の文様が表現される。全体として文様が浮き上がるように彫られている。

ボウル部分に施されたエングレーヴィングについて詳しく確認する。【図26・27】ボウルは縦の線で八面に分割されている。中央には左足を半歩前に出した着衣の女性が立っており左手に月桂冠、右手に棕櫚の葉を持っている。台座には左右に鹿が、その下部に犬がイノシシを追いかける様子が描写される。人物の頭上には天蓋が設けられる。背面には中央に葉の茂った木と、左右に葉のない木が配される。木の上部には「Aucun temps ne le change」の銘文がアーチ状に刻まれる。その他の面には草花と帯で構成される装飾文様が彫られている。



【図24】正面



【図25】背面



【図26】  
正面 拡大



【図27】  
背面 拡大

まず制作地については、モミの木がシレジア地方の貴族シャフゴッチ家の紋章であること、「Aucun temps ne le change」の銘文が同家のモットーであることから、シレジアと考えて間違いはないだろう。

制作年代については議論の余地がある。モミの木と「Aucun temps ne le change」のモットーが刻まれたガラス器は複数<sup>3</sup>知られており、シャフゴッチ家のガラス工房で活躍したエングレーヴィング職人フリードリヒ・ヴィンター(?-1712?)の手に帰されることが多い。ヴィンターの手に帰される現存作品の特徴は、彫りが深く高浮彫に近い処理になっている点である。ステムにもボウルと同様の浮彫が施されている作例【図28】もある。これらの作例と本作品を比べると、刻線の細さなどエングレーヴィングの表現に差異が認められ、本作品は彫りが浅く、ス

テムにはカットが施されている。また、モミの木の表現についても差異が認められる。ヴィンター作と推定される作品は、台形を積み重ねたような形式化した葉の表現【図29】をしているのに対し、本作品は枝とそこから生える葉を写實的に表現している。したがって、本作品をヴィンター作とは考えられない。

「Aucun temps ne le change」の銘文が刻まれた作品の中で、モミの木を写實的に表した作例【図30】も複数<sup>4</sup>知られている。図に示したゲーリッツシレジア博物館所蔵の作品は、木の表現以外にも、草花と帯をモチーフにした装飾が施されている点、モミの木の上に天蓋が表現されている点が類似している。【図31】ただし、本作品は浮彫に近いエングレーヴィングの処理がなされているのに対し、細い線で彫られている点が異なっている。これらの作品はシャフゴッチ家が運営したフリードリヒ・ヴィンター工房およびヴァイシュバッハのガラス工房において18世紀初頭から半ば頃にかけて作られたと同定<sup>5</sup>されているが、明確な根拠が示された研究がない。フリードリヒ・ヴィンターに帰される作品と明らかに様式が異なる彫りと描写であることから、同工房ではあるがヴィンター作ではなく年代が降るものと判断したのであろう。この見解に対して積極的に否定する根拠が見当たらないため、本稿においてもそれに従い、ヴィンター以後、つまり18世紀前半から半ばにかけて制作されたと考えたい。

制作意図については判然としない。制作年代を18世紀前半から半ばと仮定するのであれば、前節で触れたように、シレジア地方で勃発していた神聖ローマ帝国とプロイセンの争いについて、勝利とその後の平和への想いをゴブレットに込めたという推論はできるが、根拠に乏しい。



【図28】



【図29】拡大



【図30】



【図31】拡大

## 6. おわりに

これまで子細な検討が行われてこなかった町田市立博物館所蔵のガラス器3点について、その制作年代などを考察した。《双頭の鷲文ゴブレット》が18世紀前半にシレジアで制作されたこと、《双頭の鷲文蓋付ゴブレット》が18世紀半ばに制作されたこと、《勝利と平和の寓意文蓋付ゴブレット》がシレジアで制作されたことについては蓋然性が高いと考える。しかし、その他の要素については決定的な根拠に欠けており議論の余地が多く残されている。本稿を機にこれらの作品についての議論が活発に行われることを期待したい。

- <sup>1</sup> 17～18世紀のガラスに焦点を当てた展覧会としてGötzmann, Jutta, et al. *Gläserne Welten: Potsdamer Glasmacher schneiden Geschichte*, exh.cat. (Potsdam:Potsdam Museum, 2017)やWierzchucka, Justyna & Kügler, Martin, *Barockes Glas aus Schlesien*, exh.cat. (Görlitz:Schlesisches Museum zu Görlitz, 2016)がある。現代の作品も含めたボヘミアのガラスについて取り上げた展覧会として、展覧会カタログ『プラハ国立美術工芸博物館所蔵 輝きの静と動 ボヘミアン・ガラス』(サントリー美術館、2014年)がある。またCremer, Annette C(ed), *Glas in der Frühen Neuzeit: Herstellung, Verwendung, Bedeutung, Analyse, Bewahrung (Höfische Kultur interdisziplinär: Schriften und Materialien des Rudolstädter Arbeitskreises zur Residenzkultur)*, (Heidelberg:Heidelberg University Publishing, 2022)は17世紀から18世紀のガラス生産の諸相や様々な技法について包括的に検討しており、近年行われた重要な研究としてここに挙げておく。
- <sup>2</sup> 赤色ガラスについては、Kerssenbrock-Krosigk, Dedo von, *Rubinglas des ausgehenden 17. und des 18. Jahrhunderts*, (Mainz: Philipp von Zabern, 2001)が詳しい。主に『L'Arte Vetraria』のドイツ語翻訳を行った人物として知られるヨハン・クンケルに注目し金赤ガラスの開発について考察しているが、その後の装飾への応用についても検討を加えている。
- <sup>3</sup> プラハ国立美術工芸美術館所蔵の《ゴブレット》(所蔵品番号:79 072)などがある。
- <sup>4</sup> ヴァイマル美術財団所蔵の《ゴブレット》(所蔵品番号:A1629)や、トリーア市立博物館所蔵の《小瓶》(所蔵品番号:G0127)、ゲーリッツシレジア博物館所蔵の《シャフゴッチ家紋章付杯》(所蔵品番号:2008/0126)などが挙げられる。また、Zelasko, Stefania, *Barock und Rokoko im Hirschberger Tal: Stein- und Glasschnitt 1650 - 1780*, exh.cat. (Passau:Glasmuseum Passau, 2014)にてシャフゴッチ家の紋章が刻まれたガラス作品が紹介されている。この中で特にヴァイマル美術財団所蔵の《ゴブレット》は、ボウル部分とステム部分の間を区切るようにカットしている点、フットに直線を組み合わせた波状の装飾が施されている点が本作品と類似しており注目に値する。
- <sup>5</sup> 例えば、図29に示した《シャフゴッチ家紋章付ゴブレット》はWierzchucka, Justyna & Kügler, Martin, *Barockes Glas aus Schlesien*, exh.cat. (Görlitz:Schlesisches Museum zu Görlitz, 2016)において1730年頃の制作とされている。ただし、その根拠はZelasko(2014)を示すのみで具体的な根拠や考察は行われていない。

【画像出典】(記載のない図は町田市立博物館)

- 図5～12、15 ゲルマン国立博物館(所蔵品番号は順に、Mü23195、Mü23181、Mü23196、Mü23198、Mü23182、Mü23183、Mü23139、Mü23275、MüMerkel4.7.10)
- 図13、14 ウィーン美術史美術館コインコレクション(所蔵品番号は順に、MK135972、MK162845)
- 図20 ベルリン工芸博物館(所蔵品番号:W-1970,73 a,b)
- 図21 ポツダム博物館(所蔵品番号:AK-2019-34)
- 図22 プラハ美術工芸博物館(所蔵品番号:79 081 ab)、展覧会カタログ『プラハ国立美術工芸博物館所蔵 輝きの静と動 ボヘミアン・ガラス』(サントリー美術館、2014年)、65頁より引用
- 図23 コーニングガラス美術館(所蔵品番号:61.3.141)
- 図28 J・ポール・ゲティ美術館(所蔵品番号:84DK568)
- 図29 ゲーリッツシレジア博物館(所蔵品番号:2008/0125)、Wierzchucka, Justyna & Kügler, Martin, *Barockes Glas aus Schlesien*, exh.cat. (Görlitz:Schlesisches Museum zu Görlitz, 2016), p.54より引用



## 利用案内

### 町田市立博物館(展示事業は終了しています)

事務室営業時間 午前9時～午後4時30分

休業日 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

駐車場 7台(本町田遺跡公園と共用)

交通 JR横浜線・小田急線「町田駅」下車、町田バスセンター11番乗り場から、「藤の台団地」行き・「鶴川団地」行き・「鶴川駅」行きバスで「市立博物館前」下車、徒歩7分

所在地 〒194-0032 町田市本町田3562番地

電話 042-726-1531

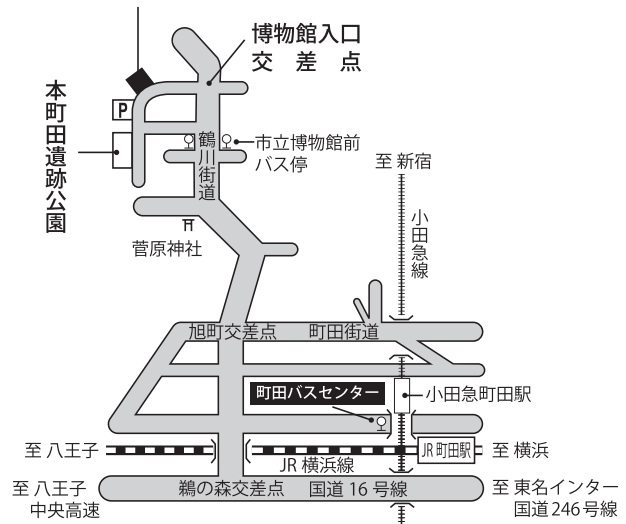
F A X 042-723-3406

H P <https://www.city.machida.tokyo.jp>

X(旧Twitter) [https://twitter.com/machida\\_museum](https://twitter.com/machida_museum)

Instagram [https://www.instagram.com/machida\\_museum](https://www.instagram.com/machida_museum)

### 町田市立博物館



## 2023年度 町田市立博物館 年報／紀要

2024年10月1日 発行

- ・発行 町田市立博物館
- ・編集 町田市立博物館
- ・刊行物番号 24-18
- ・印刷 ニューカラー写真印刷株式会社

この刊行物は、300部作成し一部あたりの単価は1,259円です。(職員人件費を含みます。) 許可なく本年報／紀要の一部もしくは全部を、複写、複製、転載することを禁じます。